【機密性1情報】　　法人名：独立行政法人日本スポーツ振興センター（法人番号：5011105002256）　　様式3-4

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品･役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格（単位：円）	契約金額（単位：円）	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
国立スポーツ科学センター競泳プール可動床点検整備業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.9.11	株式会社石森製作所 神奈川県川崎市川崎区港町2-18	8010801000958	【会計規則第18条第4項:契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 本可動床は株式会社石森製作所が設計から据付工事までを行ったものであり、その制御システムのプログラムに係る著作権は同社に帰属している。また、そのプログラムソースは一般に公開されていないことから、動作不良等に対し他の者が対応することはできないため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	3,410,000	―	0	―	―	―	
国立スポーツ科学センター電子カルテ診療科マスタの追加作業	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.9.20	富士通Japan株式会社 東京ヘルスケアビジネス統括部 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5 JR川崎タワー	5010001006767	【会計規則第18条第4項:契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 本電子カルテシステムは、富士通Japan株式会社が開発・導入を行っているシステムで、関連するプログラム等の著作権は、同社が保有し、ソースコードは開示していないため、システム改修に必要なシステム技術及び情報の提供に制限がある。また、システムはJISSクリニック向けにカスタマイズを適用しており、カスタマイズに関するシステム構成や機能要件を熟知せずに診療科追加対応をした場合、各種データや帳票フォーマットの消滅や再入力等の作業が発生するリスクがある。 　これらのことから、本電子カルテシステムの診療科追加対応を安全かつ適正に遂行できるのは、開発者である富士通Japan株式会社のみであるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,805,000	―	0	―	―	―	
ハイパフォーマンススポーツセンター複合機等の機器賃貸借(再リース)及び保守	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.9.27	株式会社JECC 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社公共支社 東京都千代田区丸の内3-4-1 東京都江東区豊洲2-2-1	2010001033475 1011101015050	【会計規則第18条第4項:競争に付することが不利と認められる場合】 再リースのため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,408,820	―	0	―	―	―	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。